



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、行政監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年2月8日

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 乾 邦 廣



行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

札内コミュニティプラザ及び札内支所の管理運営状況及び現金取扱状況

2 監査の目的

行政の経済性、効率性及び有効性の確保に加え、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかを検証することを目的として行った。

3 監査の対象

札内コミュニティプラザ及び札内支所

4 監査実施日 平成31年2月6日（水）

5 監査の方法

監査の対象とした担当部局から資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、質問その他の方法によって監査を行った。

第2 監査の結果

札内コミュニティプラザ及び札内支所の管理運営は適正に執行されており、指摘事項は特に見当たらない。